

貴社の資金繰り対策万全ですか？

特集① 中小企業金融円滑化法

中小企業金融円滑化法を活用して、返済計画の改善を

マスコミ報道などですでに会員の皆様もご存知だと思いますが、昨年11月30日に国会で「中小企業金融円滑化法」が可決成立し、12月4日から施行されました。そこで、法律の概要を踏まえながら、会員の皆様に知っておいていただきたい資金繰りについての情報をまとめてみました。

中小企業金融円滑化法で、何が変わる？

「中小企業金融円滑化法」は、正式には「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」と言います。名前に「臨時措置」とあるとおり、平成23年3月末までの約1年4カ月の期限立法となっています。また中小企業者「等」とあるのは、中小企業者への融資だけでなく、住宅ロー

ンの借り手も対象となっているからです。法案提出から成立まで、さまざまなニュース報道がありましたので、実際の内容について誤解されている方も、少なくないようです。そこで本誌では、法律の内容について、当所経営支援部の野沢恭久経営指導員が説明します。

「大きな柱としては、2点あります。○金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手の申し込みに対して、できる限り条件変更などを行うよう努めます。○同時に、他の金融機関や政府関係金融機関、信用保証協会なども連携し、条件変更などを行うよう努めます。」

つまり、金融機関は、借り手からの返済相談に対して、これまで以上に積極的な対応が求められています。文言上は「努める」ということですが、努力義務として規定されています。実施体制や状況の開示を行うことに加えて、虚偽の報告には罰則が定められています。

また、他の金融機関や保証協会等と

の連携により、複数の金融機関から融資を受けている企業でも、返済計画の見直しを行うことができます。

返済条件変更で新規融資は大丈夫？

では、条件変更を申し込むことで、今後の新規融資が受けられなくなることは無いでしょうか。

「あまり心配する必要はありません。金融庁が、貸付条件の変更等の履歴があることだけを理由に新規融資を拒絶することがないように、検査監督を行うことになっています。」

また、金融機関や保証協会が連携することが定められていることは、例えば現在の取引銀行から「条件見直しはできません」と断られた場合でも、他の取引金融機関などに相談することで、見直しに応じてもらえる可能性もあります。つまり、単純に返済条件見直しだけが盛り込まれているのではなく、中小企業が相談しやすく、また実際に見直しをしてもらいやすい環境整備も定められているわけです。

「施行に合わせて、金融機関を検査監督するための金融検査マニュアルも改定されました。その中で、金融円滑化の適切な実施にあたり、さまざまな取り組みを金融機関に求めるようになっていきます。国も法律や制度を作っただけで良しとせず、実効あるものとなるように手を打っ

ていると言えるでしょう。」

まず手当て、改善計画はじっくりと

では、実際に返済条件の見直しを達成するために、中小企業者にはどのようなことが求められているのでしょうか。

「金融機関との間で、今後の経営改善計画や返済計画を検討し、その策定が

必要になります。条件変更はそれに基づいて行われます。

ただし、そうは言っても改善計画は右から左に作れるものではありませんよ。ですから、1年以内に策定が可能であれば、それを見越して先に条件の変更を行うこともできます。」

確かに経営改善計画を作る場合は、商工会議所や金融機関などと相談する必要があります。それを待っていたのでは資金繰りがショートしかねません。

表1 商工いきいき特別保証の概要

<p>ご利用いただける方</p> <ul style="list-style-type: none"> 栃木県内で同一事業を1年以上営み、次のいずれにも該当する方 提携する商工会・商工会議所が経営指導を行い、推薦した方 本件承諾後の保証債務残高が5,000万円以内の方 など 		
<p>保証限度額</p> <p>500万円</p> <p><small>※直近決算における平均月商の概ね3倍のいずれか少ない方の額</small></p>	<p>保証期間</p> <p>10年以内</p>	<p>返済方法</p> <p>均等分割返済</p>
<p>責任共有</p> <p>責任共有制度対象</p>		
<p>資金使途</p> <p>事業経営に必要な運転資金および設備資金</p>	<p>貸付形式</p> <p>証書貸付</p>	<p>保証料率</p> <p>年0.45%~年1.90%</p>
<p>添付書類</p> <p>通常の申し込み書類のほかに、商工会議所・商工会所定の「推薦書兼経営指導報告書」が必要になります。</p> <p><small>※記載できなかった条件などもあります。詳細はお問い合わせください。</small></p>		



貴社の 資金繰り対策 万全ですか？

中小企業金融円滑化法を
活用して、返済計画の改善を



そんなことが無いように、現実的な内容になっているわけです。

また貸付条件の変更には元本の返済猶予だけでなく、返済期間の延長や、旧債の借換えなど、債務の弁済負担の軽減を行うすべての措置が含まれています。

商工会議所はワンストップ サービスで対応

「困ったことがあったら、まずは商工会議所に相談してください」と野沢経営指導員は言います。

「従来から行っている「商工いきいき特別保証」(表1)も、内容が拡充されています。商工会議所・商工会・金融機関・信用保証協会が連携をとって、融資を受けやすくする制度です。商工会議所や商工会の推薦がありますから、保証協会の審査もスムーズに進み、資金調達までの時間が短縮されます。

またマル経融資を使った借換えて、資

金繰り円滑化を支援しています。平成22年3月末までの期間ですが、返済期間の延長や複数借入の一本化などで、月額返済負担の軽減とともに追加資金の調達も可能になります」

さまざまな制度がありますが、商工会議所を利用する最大のメリットは、何よりも「ワンストップサービス」でしょう。商工会議所はさまざまな専門家と連携し、中小企業者の抱える悩みに幅広く対応できる体制を整えています。ですから、例えば現在の経営状態のチェックや、経営改善には不可欠な販路拡大、企業のネットワーク作りなど、企業活動に必

要なさまざまな事業を、中小企業者の立場に立って行っています。相談員も常駐していますから、急な相談にも応じられます。

「深刻な悩みだけでなく、気軽な相談でも結構です。ぜひ商工会議所にお立ち寄りください。」

問合せ

経営支援部
☎637-3131

中小企業円滑化法についての問合せ

●宇都宮商工会議所 経営支援部 ☎637-3131

金融関連団体が設置する相談窓口

- 全国銀行協会 銀行とりひき相談所
(中小企業向け融資) ☎050-3385-6091
(その他の相談・預金) ☎03-5252-3772
- 全国信用金庫協会 全国しんきん相談所
☎03-3517-5825
- 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所
☎03-3567-2456

金融庁の情報受付窓口

- 金融円滑化大臣目安箱
☎0570-052100 / ☎03-3501-2100
- 金融円滑化ホットライン
☎0570-067755 / ☎03-5251-7755
- 金融サービス利用者相談室
☎0570-016811 / ☎03-5251-6811
☎03-3506-6699
<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

最寄の財務局でも受けられます。

信用保証制度等、公的金融に関する主なお問い合わせ先

- 中小企業庁金融課 ☎03-3501-6280
- 関東経済産業局
☎048-600-0425 / ☎048-600-0334
- 栃木県信用保証協会 ☎028-635-2121
- (株)日本政策金融公庫宇都宮支店
(国民生活事業) ☎028-634-7142 (中小企業事業) ☎028-636-7171
- (株)商工組合中央金庫宇都宮支店 ☎028-633-8191

